

大和市 介護予防・日常生活支援 総合事業について

平成29年1月

大和市健康福祉部介護保険課・高齢福祉課



総合事業開始に伴う主な変更点等

①	総合事業のサービスのみを迅速に利用できる対象者区分『事業対象者』の新設
②	総合事業のサービスのみを利用者を対象に『介護予防ケアマネジメント』を実施
③	総合事業のサービスを利用する要支援者のケアプラン・契約等を平成29年度中に切替
④	介護予防訪問介護と介護予防通所介護が「予防給付」から総合事業のサービス「訪問型サービス」と「通所型サービス」に移行し、事業所の指定権限は県から市に移譲
⑤	訪問型サービスに人員基準を緩和した『訪問型サービスA』を新設



事業対象者とは

総合事業のサービスのみ必要なときは、要介護認定の申請を行わなくても、基本チェックリストに該当すれば利用できる。

基本チェックリストは、25項目からなる質問に「はい」「いいえ」で答え、その結果で事業対象の基準に該当するか市が判断する。

介護予防サービス等（住宅改修・福祉用具貸与等）は利用できない。

64歳以下の第2号被保険者は対象外。

支給限度額は5,003単位（要支援1と同じで、例外を認めない）。



基本チェックリストと事業対象者の判定基準

No	質問事項	回答		判定基準
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ	②3個以上該当【運動器】
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ	①10個以上該当【生活機能】
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) (注)			③2個該当【栄養】
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ	④2個以上該当【口腔】
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ	⑤1個該当【閉じこもり】
16	週に1回以上は外出していますか	1.はい	0.いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ	⑥1個以上該当【認知機能】
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ	
20	今日が何月何日か分からない時がありますか	1.はい	0.いいえ	⑦2個以上該当【うつ】
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ	
22	(ここ2週間)これまでに楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ	
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ	

(注)BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする。【】内は、リスクの種類を示す



総合事業の構造について

介護予防サービス等

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護 など



新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

※総合事業のみ利用の場合は基本チェックリスト
該当で利用可

従来通り、介護予防サービスのまま



要支援者と事業対象者の違い

利用できるサービスが異なることに注意が必要です

		要支援者	事業対象者	
総合事業	通所型サービスの利用	○ 支給限度額の違いに注意すること		
	訪問型サービスの利用	週2回まで	○ 支給限度額の違いに注意すること	
		週3回以上	要支援1 ×	×
	要支援2 ○			
介護予防	福祉用具貸与、福祉用具販売、住宅改修、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護 等	○	×	



基本チェックリストの実施

基本チェックリストが実施されるのは

窓口での相談の結果、総合事業のみの利用が見込まれる場合

要介護認定申請の結果、「非該当」となり、総合事業の利用希望があった場合

要介護認定等の更新時期を迎えており、有効期間満了後は総合事業のみの利用を希望した場合

※原則、利用者本人が直接窓口に出向いて実施。

入院中や外出に支障がある等本人が来所できない事情がある場合は、電話や家族の来所による相談に基づき、地域包括支援センター職員の訪問等で対応します。その際に、本人状況の確認、事業説明等を行い必要な手続きにつなげます。



要介護認定申請及び基本チェックリストの受付窓口

基本チェックリストは、4月1日から受け付けます。

	基本チェックリスト	要介護認定
受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉センター 4階 高齢福祉課 5階 介護保険課 ○本庁舎 1階 介護保険課 ○各地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉センター 5階 介護保険課 ○本庁舎 1階 介護保険課 ○各地域包括支援センター



介護保険(要介護・要支援)認定申請書

介護保険(要介護・要支援)認定申請書 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 新規(要支援から区変) <input type="checkbox"/> 新規(事業対象者) <small>当該申請するものに応じて必ずつけてください。 当該申請書のサービス利用期間についている場合、認定申請をする場合は、更新時、当該申請書のサービス利用期間を記入してください。</small>		交付	区	番	番	番(住所)	番(事業)
大和市長 あて 次のとおり申請します。		申請日 (西暦年)	年	月	日		
被保険者	被保険者番号	0 0 0	生年月日	明・大・昭	年	月	日
	フリガナ		性別	男	女		
	氏名		年齢				
	住所 (住民登録地)	〒 -	自宅 番号	-	-		
	現在いる所 (調査場所)	施設名 (名称/施設番号)	(住所・通院予定日：平成 年 月 日)				
	1. 自宅以外 (居住者記入)	施設住所	〒 -	電話番号	-	-	
2. 自宅 (調査に注意)	種別 (調査に注意)	<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 特設施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他()					
認定情報	月末まで	要支援	1・2	要介護	1・2・3・4・5		
主治医	医療機関名		最終受診 年月	平成	年	月	
	主治医氏名 (診療科)	()	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続				
	所在地	〒 -	電話番号	-	-		
検査結果	※2月の被保険者 (45歳から64 歳の要介護認定加入 者)のみ記入 ※等の方は健康保険証のコピーを必ず添付してください。(添付がないと申請を受けられません)						
代理人・提出代行者	フリガナ 氏名(続柄)	<input type="checkbox"/> 代理人は不要 (提出代行者の場合は必ず押印) (提出代行者の場合、姓 名 名)					(続柄)
	住所 (所在地)	〒 -	自宅 番号	-	-		
	提出代行者 種別	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 指定介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 指定介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 事業所 (※本人への説明を行ってください) ※提出代行者から本人・家族に今回の代行申請について説明を行っていますか。					
	認定調査の立会者 (□代理人が立会い)	名 前:	自宅・番号	-	-		
	続 柄:	※代理人が立会いの場合は異議記入不要					

※裏面の記入もお願いいたします。

被保険者 無 有・返却済

「介護保険(要介護・要支援)認定申請書」(別紙1)を改訂

申請区分に、「新規(事業対象者)」を追加。

※事業対象者は、認定申請を行っても、介護サービスの利用を開始するまでの間、総合事業のサービスを継続して利用することができます。

ただし、認定申請中に暫定介護サービスを利用した場合、総合事業のサービスと並行して利用できなくなるため、いつまで総合事業のサービスを利用するか決める必要があります。

注)：要介護者は、介護サービスの利用になるため、総合事業のサービスとの併用はできません。



<参考> 介護認定有効期間の変更

総合事業の実施に伴い、設定可能な更新申請の最長有効期間が12ヶ月から24ヶ月になります。

申請区分等		原則の有効期間	設定可能な範囲
新規申請		6ヶ月	3～12ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	3～12ヶ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヶ月	3～24ヶ月※
	前回要支援→今回要介護	12ヶ月	3～24ヶ月※
	前回要介護→今回要支援	12ヶ月	3～24ヶ月※
	前回要介護→今回要介護	12ヶ月	3～24ヶ月

※平成29年度より最長12ヶ月→24ヶ月



事業対象者の選定

基本チェックリストの結果

該当	非該当
<p>状況とニーズを確認の上、事業対象者として認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画等作成依頼届出書の提出 ・介護保険被保険者証の提出 提出先: 介護保険課(保健福祉センター5階) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険被保険者証」と「負担割合証」を郵送 <p>※1週間程度で発送する予定です。</p>	<p>一般介護予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協のミニサロン ・介護予防セミナー ・健康遊具体験会 ・介護予防サポーター講座 <p>のご案内など</p>



「事業対象者」の被保険者証のイメージ

- ①要介護状態区分欄に「事業対象者」と記載され、認定年月日欄には、基本チェックリスト実施日が記載されます。
- ②事業対象者は有効期間の終期がないため、認定の有効期間は空欄になります。
- ③利用する地域包括支援センター名称と利用開始年月日が記載されます。

介護保険被保険者証 (1)				事業対象者 (2)		給付制限 (3)					
被 保 険 者	番 号				要介護状態区分等	事業対象者		給 付 制 限	内 容	期 間	
	住 所				認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成28年10月1日			開始年月日	終了年月日	
	フリガナ				認定の有効期間				開始年月日	終了年月日	
	氏 名				居宅サービス等	区分支給限度基準額		開始年月日	終了年月日		
	生年月日		性別			1月当たり	5003単位	地域包括支援センター	届出年月日 H28. 10. 1		
交付年月日				(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日			
保険者番号並びに保険者の名称及び印				認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			届出年月日				
								種類	入所等年月日	年 月 日	
								名称	退所等年月日	年 月 日	
								種類	入所等年月日	年 月 日	
								名称	退所等年月日	年 月 日	



事業対象者の転入・転出について

要介護・要支援認定と異なり、転入・転出時に「事業対象者」としての結果は引き継がれません。 ※受給資格証明書の発行はありません。

転入	転出
<p>総合事業のサービスを希望する場合は、大和市の窓口で基本チェックリストを実施して事業対象者の基準に該当することが必要です。</p>	<p>引き続き総合事業のサービス利用を希望する場合は、転出先の市町村が定める手続きが必要になります。</p>



介護予防ケアマネジメントの実施

事業対象者	要支援者
<p>提出された基本チェックリスト等を基に、地域包括支援センターが介護予防支援に代わるものとして介護予防ケアマネジメントを実施</p> <p>※居宅介護支援事業所への委託は、当面の間、実施せず</p>	<p>サービス計画作成において総合事業のみを利用する場合は、介護予防支援ではなく、介護予防ケアマネジメントを実施</p> <p>※介護予防訪問型サービス、訪問型サービスA、介護予防通所型サービスのみ、居宅介護支援事業所への委託も可（訪問型サービスC、通所型サービスCのケアマネジメントは除く）</p>

基本チェックリストのみで事業対象者に該当した場合は、要介護認定の申請を経ていないため、医師の意見書がありません。介護予防ケアマネジメントのプロセスにおいて、医療情報に乏しい方は必要に応じて主治医との連携や利用者の受診を勧奨してください。



介護予防ケアマネジメント費

現行の介護予防支援費（介護予防サービス計画作成費）に相当する『介護予防ケアマネジメント費』が新設されます。

要支援者が総合事業のサービスと併せて介護予防サービスを利用する場合は、従来どおり「介護予防支援費」の請求になります。

総合事業のサービスは自己作成によるサービス提供はできません。

『介護予防ケアマネジメント費』は市町村に請求します。（審査支払は国保連）

請求事務に関する研修

- ・対象：地域包括支援センター職員
- ・日時：平成29年2月8日（水）14：00～16：00
- ・場所：地域医療センター2階講習室
- ・講師：神奈川県国民健康保険団体連合会



介護予防ケアマネジメント費用

	単位	地域単価 (5級地10.7)	委託料 (委託率86.4%税込)
介護予防ケアマネジメント費	430単位	4,601円	3,975円
介護予防ケアマネジメント費 +初回加算	730単位	7,811円	6,748円
介護予防ケアマネジメント費 +連携加算 ※	730単位	7,811円	6,748円
介護予防ケアマネジメント費 +初回加算 +連携加算 ※	1,030単位	11,021円	9,521円

※連携加算・・・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算



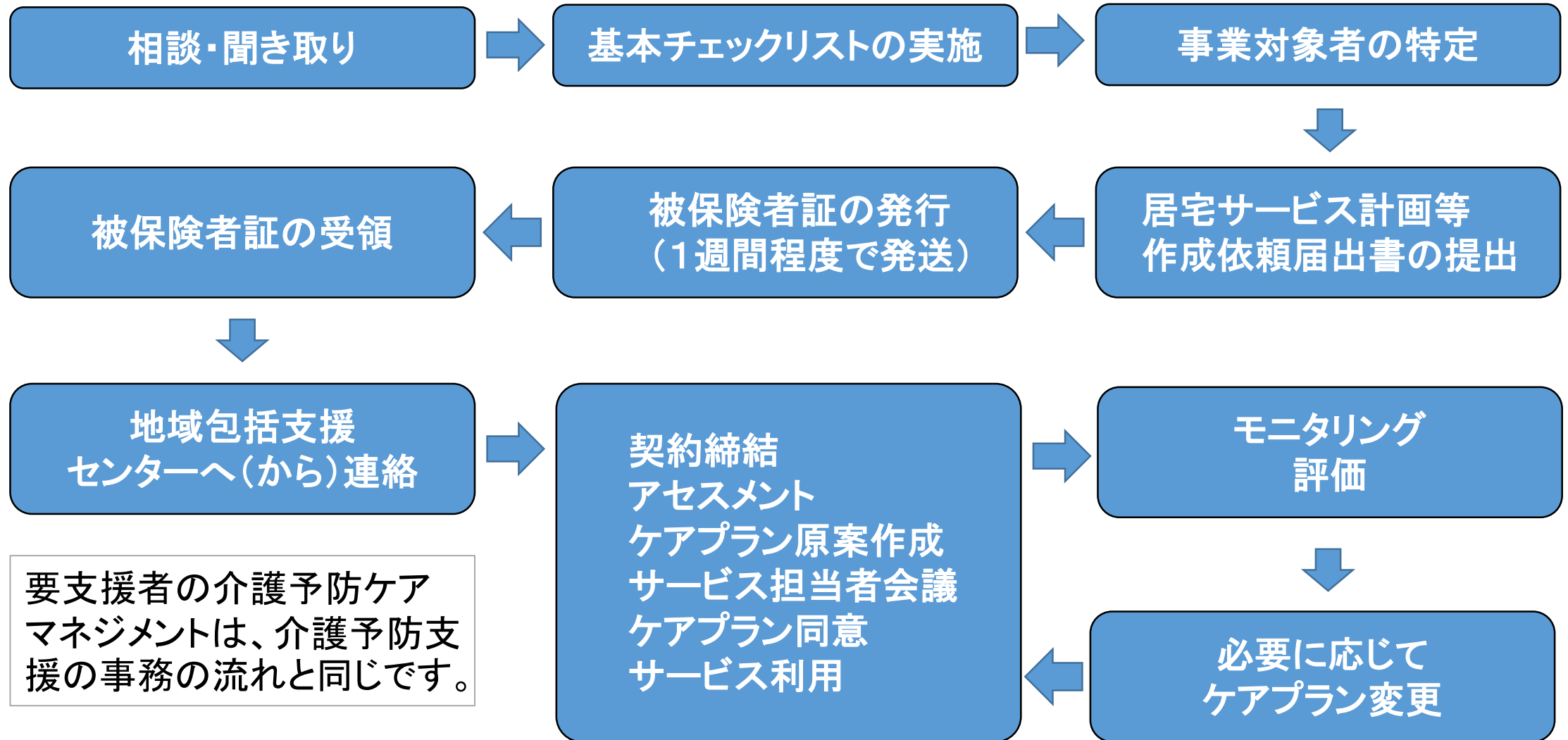
介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

次の破線枠内のみ、居宅介護支援事業所への委託が可能

対象者	利用するサービス	対応	居宅介護支援事業所への委託
要支援者	介護予防給付のみ	介護予防支援	委託可 ※従来と変わらず
	介護予防給付 + 介護予防訪問型サービス／訪問型サービスA + 介護予防通所型サービス		
	介護予防訪問型サービス／訪問型サービスA 介護予防通所型サービスのみ	介護予防 ケアマネジメント	委託可 ※新規
事業対象者	訪問型サービスC 通所型サービスC	介護予防 ケアマネジメント	委託不可
	介護予防訪問型サービス／訪問型サービスA 介護予防通所型サービスのみ	介護予防 ケアマネジメント	委託不可
事業対象者	訪問型サービスC 通所型サービスC	介護予防ケア マネジメント	委託不可



事業対象者の介護予防ケアマネジメントの事務の流れ



要支援者の介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援の事務の流れと同じです。



「居宅サービス計画等作成依頼届出書」を改訂

受付印	担当	係長(主幹)	課長(参事)	受付 決裁 施行	別紙 3
※本枠内を記入してください。					
居宅サービス計画等作成依頼届出書(案)					
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止					
被保険者氏名			被保険者番号		
0 0 0					
氏名			生年月日		
明・大・昭			年 月 日		
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者					
<input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援 <input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント <input type="checkbox"/> 小規模多機能型 <input type="checkbox"/> 介護予防小規模多機能型 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型					
事業者の事業所名			事業所の所在地		
(事業所番号)			〒 -		
電話番号 ()					
(業務を委託する場合の事業所名)			事業所の所在地		
(事業所番号)			〒 -		
電話番号 ()					
サービス計画等作成の開始年月日・変更年月日・終了年月日 ※終了は契約最終日を記入してください。(平成 年 月 日付)					
事業所を変更・終了する場合の事由等 ※事業所を変更・終了する場合のみ記入して下さい。					
(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無 ※居宅サービス(居宅夜間管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く)、及び地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護(短期利用型)に限る)の利用の有無 <input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用あり <input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用なし					
大和市 市長 あて (いずれかにチェック) <input type="checkbox"/> 上記の事業者へサービス計画等の作成を依頼することを届け出ます。 <input type="checkbox"/> 上記の事業者との契約を終了することを届け出ます。					
平成 年 月 日					
住所					
被保険者 氏名 電話番号 ()					
保険者		<input type="checkbox"/> 代行 <input type="checkbox"/> 認定済 <input type="checkbox"/> 旧証提出有 <input type="checkbox"/> 新証交付済 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 申請中 ※認定後記入 認定日		<input type="checkbox"/> 入力	
確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届の重複無 ※変更時: □変更事由、事業者へ連絡			
(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する事業者が決まり次第、速やかに大和市へ提出ください。 2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業者を変更するときは、変更年月日をご記入のうえ、必ず変更後の事業者を通じて大和市へ提出してください。届出がない場合、費用を一旦、全額自己負担していたことがあります。					
個人番号					

【主な変更点】

従来の居宅サービス計画作成依頼届出書の事業所種別に、「介護予防ケアマネジメント」を追加。(別紙2)

注) サービス計画等作成の開始年月日は、介護サービスや総合事業のサービスの利用を可能とするための大事な日付となりますので、今まで以上に注意が必要です。



事業対象者が認定更新等で要介護になった場合の 総合事業の請求について

【例】事業対象者として通所型サービスを利用している方が、4月15日に要介護認定申請を行った(要支援見込み)が、月をまたいで5月5日に要介護の認定となった。認定結果を受けて、居宅介護支援事業所に繋ぎ、5月6日から介護給付のサービス利用を開始した。

総合事業での取り扱い

①介護予防ケアマネジメント費の請求

総合事業を利用しているサービス事業対象者が、認定申請を行った(要支援の見込)結果、要介護の認定となり、その月に居宅介護支援事業所が関わっていない(居宅サービス計画等作成依頼届出書を提出していない)場合は、サービス事業対象者とみなし、その月の介護予防ケアマネジメント費を請求します。

※例の場合は、4月分は地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント費を請求し、5月分は居宅介護支援事業所が居宅介護支援費を請求します。

②サービス費(訪問型・通所型サービス費)の請求

総合事業を利用しているサービス事業対象者が、認定申請を行った(要支援の見込)結果、要介護の認定となった場合は、介護給付の利用を開始するまでは総合事業費により請求します(契約解除日までの日割計算)。

※例の場合は、4月分はすべて総合事業費として請求し、5月分は契約解除日(5月5日)までの日割計算で総合事業費を請求します。5月6日以降は介護給付として請求します。

※請求は、認定結果が出た後に行ってください(申請中は請求エラーとなります)。



「居宅サービス計画等作成依頼届出書」の提出について

要支援者と事業対象者の区分が変わった場合、利用する地域包括支援センターに変更がない場合でも、居宅サービス計画等作成依頼届出書の提出が必要になります。

区分	必要 / 不要
事業対象者 → 要支援者	全て必要
事業対象者 → 要介護者	
要支援者 → 事業対象者	
要介護者 → 事業対象者	



利用者の負担に関する制度について

介護給付・予防給付における利用者負担額の軽減制度に相当する事業

	対象サービス
高額介護(介護予防)サービス費相当事業	介護予防訪問型サービス 訪問型サービスA 介護予防通所型サービス
高額医療・高額介護合算制度相当事業	
社会福祉法人等が提供するサービスの利用者負担額軽減相当事業	



請求が可能な主な公費について

法別番号 公費名称(略称)	介護予防訪問型サービス 訪問型サービスA	介護予防通所型サービス
12生活保護	○	○
25中国残留	○	○
81原爆助成	○	○
58障害全額免除	○	



給付制限と同様の措置について

保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時にとられる給付制限と同様の措置については、当面、適用しません。

	予防給付	総合事業
要支援者	給付制限あり	給付制限なし
事業対象者	—	給付制限なし



大和市における総合事業移行当初のサービス類型について

	介護予防型 (現行相当)	サービスA (基準緩和)	サービスB (住民主体)	サービスC (短期集中)	サービスD (移動支援)
訪問型 サービス	介護予防 訪問型 サービス (現行基準)	訪問型 サービスA (人員基準 を緩和)	実施せず	訪問型介護予 防(二次予防事 業)を活用	実施せず
通所型 サービス	介護予防 通所型 サービス (現行基準)	実施せず	モデル実施 (一部地域)	通所型介護予 防(二次予防事 業)を活用	



「訪問型サービスA」について

緩和した基準による訪問型サービスAとは

介護予防訪問介護の「人員に関する基準」について緩和し、訪問型サービスとして「生活援助」に限りサービス提供できるようにするもの。

ホームヘルパーの資格要件を緩和し、市が実施する「訪問型サービスAヘルパー養成研修」の修了者や旧ホームヘルパー3級課程修了者でも就労の資格を有するようにするもの。

介護予防訪問型サービス事業所と一体的に運営することより、管理者・サービス提供責任者を兼務することが可能となり、実質の人員としては訪問型サービスAヘルパー養成研修修了者等を確保することで、無理なく事業参入・運営を行えるようにする。

訪問介護事業と介護予防訪問型サービスまたは訪問型サービスAを実施する場合で、同一の事業所において一体的に運営されている場合は、訪問介護事業に規定されている基準の範囲内で介護予防訪問型サービスまたは訪問型サービスAを提供することができます。

【例】訪問介護の利用者10人、訪問型サービスAの利用者10人を1人のサービス提供責任者が担当可能。



「訪問型サービスA」について

参入が想定される事業所	市内の介護予防訪問介護事業所
利用者	事業対象者及び比較的軽度の要支援者
提供内容	一般的な調理・掃除・洗濯・買い物等、訪問介護の生活援助 （「老計第10号」に準ずるもの）
請求方法	国保連での審査・支払い
利用者負担	介護給付の利用者負担割合（1割・2割）と同率
利用回数	事業対象者及び要支援1は週2回まで 要支援2は週3回まで



介護予防訪問型サービスと訪問型サービスAについて

利用するサービスはどう決めるのか

現在の要支援者については、総合事業の開始時に今まで利用していたホームヘルパーを代えることなく利用継続できるように、状態像に関わらず介護予防訪問型サービスを利用することができます。

新たに事業対象者となる方、比較的軽度の要支援者については、原則、訪問型サービスAをケアプランに位置づけることを市の方針とします。ただし、総合事業移行当初において、訪問型サービスAを実施する事業所や訪問型サービスAヘルパー養成研修の修了者が少ないといった理由によりケアプランへの位置づけが困難な場合、当面の間、介護予防訪問型サービスの利用を可能とします。



訪問型サービスの指定基準

	現行の介護予防訪問介護相当	緩和した基準によるサービス
名称	介護予防訪問型サービス	訪問型サービスA
内容	身体介護＋生活援助	<u>生活援助のみ</u>
提供のあり方	現行相当の訪問介護が必要なケース 身体介護を必要とするケース	比較的軽度な利用者のケースを想定 生活援助の分類は現行の訪問介護と同様
実施方法	事業者指定(国保連を経由した審査・支払)	同左
人員基準 (抜粋)	介護予防訪問介護に準じる 訪問介護員等・・・常勤換算2.5以上 ・・・介護福祉士 介護職員初任者研修修了者等	訪問介護員等の基準を緩和 従事者等・・・ <u>1人以上</u> ・・・介護福祉士 介護職員初任者研修修了者 <u>旧ホームヘルパー3級</u> <u>市の研修終了者等</u>
設備基準	介護予防訪問介護に準じる	同左
運営基準	介護予防訪問介護に準じる	同左



訪問型サービスの報酬設定について

	介護予防訪問型サービス	訪問型サービスA
介護報酬	<p>○月額報酬・・・国単価 × 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回程度の訪問が必要とされた者 介護予防訪問型サービス(Ⅰ)・・・1168単位 ・週2回程度の訪問が必要とされた者 介護予防訪問型サービス(Ⅱ)・・・2335単位 ・週2回を超える程度の訪問が必要とされた者 介護予防訪問型サービス(Ⅲ)・・・3704単位 <p>※ <u>ただし、月途中でサービス提供を開始又は終了した場合は日割となります。</u></p> <p>○加算・・・介護予防訪問介護と同様</p>	<p>○月額報酬・・・国単価 × 83%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回程度の訪問が必要とされた者 訪問型サービスA(Ⅰ)・・・969単位 ・週2回程度の訪問が必要とされた者 訪問型サービスA(Ⅱ)・・・1938単位 ・週2回を超える程度の訪問が必要とされた者 訪問型サービスA(Ⅲ)・・・3074単位 <p>※ <u>ただし、月途中でサービス提供を開始又は終了した場合は日割となります。</u></p> <p>○加算・・・介護予防訪問介護と同様</p>
対象者	<p>介護予防訪問型サービス(Ⅰ):要支援1・2、事業対象者 介護予防訪問型サービス(Ⅱ):要支援1・2、事業対象者 介護予防訪問型サービス(Ⅲ):要支援2</p>	<p>訪問型サービスA(Ⅰ):要支援1・2、事業対象者 訪問型サービスA(Ⅱ):要支援1・2、事業対象者 訪問型サービスA(Ⅲ):要支援2</p>
利用者負担	<p>介護給付の利用者負担割合 (原則1割。ただし、一定以上所得者は2割)</p>	<p>介護給付の利用者負担割合 (原則1割。ただし、一定以上所得者は2割)</p>



訪問型サービスAヘルパー養成研修(別紙3)

主催／講師	大和市／市内の訪問介護事業所のサービス提供責任者等
研修費用	無料
研修日数／内容	2日間／制度理解、高齢者理解、職業倫理、生活援助の内容等
受講資格	年齢18歳以上
研修後	研修修了者は、訪問型サービスA事業所と直接雇用契約を締結
実施時期	【平成28年度】 3月15、22日 【平成29年度】 年6回開催予定



通所型サービスの基準等について

通所型サービスについて

通所型サービスについては、現行相当サービスのみを設けることとし、指定基準(人員基準、設備基準、運営基準)及び報酬単価については、現行の介護予防通所介護と同様とします。

	現行の介護予防通所介護相当サービス
名称	介護予防通所型サービス
提供のあり方	自立支援に向けたサービスの利用が必要なケース 生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで心身等の改善・維持が見込まれるケース
実施方法	事業者指定(国保連を經由した審査・支払い)
人員・設備・運営基準	介護予防通所介護における基準と同等
報酬	介護予防通所介護における報酬と同等(国単価 100 %) 介護予防通所型サービスⅠ:月 1647 単位 介護予防通所型サービスⅡ:月 3377 単位 ※ただし、月途中でサービス提供を開始又は終了した場合は日割となります。
対象	介護予防通所型サービスⅠ:要支援1・事業対象者 介護予防通所型サービスⅡ:要支援2
利用者負担	介護給付の利用者負担割合(1割。ただし、一定以上所得者は2割)



日割り算定の取扱いについて

訪問型サービス、通所型サービスの事業費算定については、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なります。

月途中の利用開始	利用者との契約開始を事由として、契約日を起算日に日割り計算を行います。ただし、当該契約月にサービス利用がない場合は事業費を請求することはできません。
月途中の利用終了	利用者との契約解除を事由として、契約解除日を起算日に日割り計算を行います。ただし、当該契約解除月にサービス利用がない場合は事業費を請求することはできません。



- ・契約日を起算日として日割り計算を行いますので、上記の例では6月10日～6月30日間の「日割りコード×21日」として請求を行います。
 - ・上記の例において、利用者の都合等により実際には7月から利用を開始し、6月中に利用実績がない場合は、6月分は報酬を算定せず、7月分から月額包括報酬(日割りなし)を算定します。
- ※トラブルにならないよう、当該取り扱いを説明したうえで契約を行ってください。

その他の日割り算定の取扱いについては、次のWAMNETホームページ上の「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」をご確認ください。

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/gyoseiShiryou/kaigohoken/systemKanren/systemKanren001/20150331_01.html



事業所の指定申請について

介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービス

- ①平成27年3月31日までに介護予防訪問・通所介護の指定を受けていた事業所
 - ・平成27年4月1日に介護予防訪問型サービスまたは介護予防通所型サービスの指定を受けたものとみなされていますので、新たに指定申請する必要はありません。
 - ・指定の有効期間は平成30年3月31日迄です。平成30年4月1日以降も事業を実施する場合は指定更新が必要となります。
- ②平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所
 - ・介護予防訪問型サービスまたは介護予防通所型サービスのみなし指定を受けていないため、新たに指定申請する必要があります。
 - ・平成29年4月または5月からサービス提供を開始する場合は、平成29年3月7日までの間に指定申請の手続きをしてください。

訪問型サービスA

- ③平成29年4月1日から訪問型サービスAを実施する事業所
 - ・訪問型サービスAとしての指定を受ける必要があります。
 - ・平成29年4月または5月からサービス提供を開始する場合は、平成29年3月7日までの間に指定申請の手続きをしてください。



事業所の指定効力について

事業者の指定効力について

○大和市の総合事業の指定権者は大和市であり、大和市の総合事業に係る事業所指定効力は大和市被保険者及び大和市に住民票のある住所地特例対象者のみに適用されます。

他市保険者市町村への申請手続きについて

○他市被保険者の利用者(大和市に居住する住所地特例対象者を除く)に対して総合事業によるサービス提供を行う場合には、当該利用者の保険者から事業所指定を受ける必要があります。
 ※みなし指定を受けている事業所については、原則、平成30年3月31日までは介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービスに限り、他市被保険者を受け入れることができます。

利用者	保険者	必要な事業所指定
A氏	大和市	大和市による訪問型/通所型サービス事業所の指定
B氏	D市	D市による訪問型/通所型サービス事業所の指定
C氏	E町	E町による訪問型/通所型サービス事業所の指定

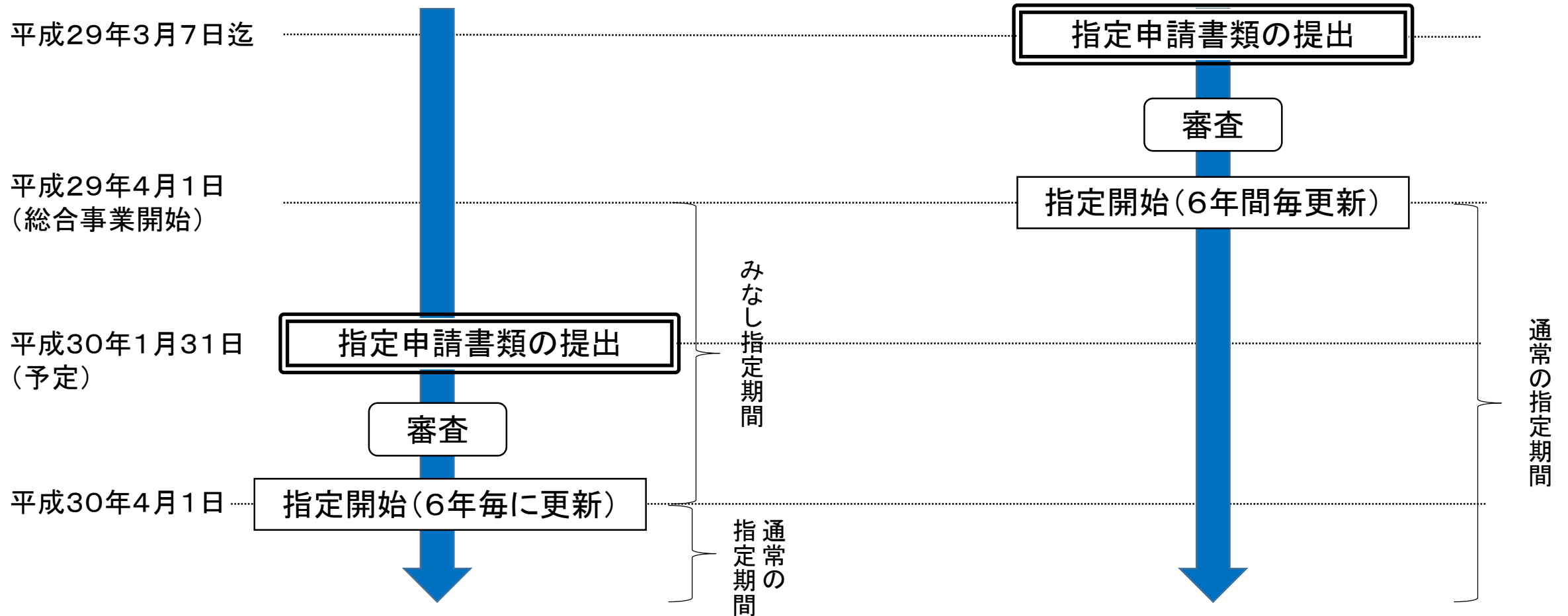
※左図の例では、大和市を含め2市1町から指定を受けていることが必要です。



各事業所申請・指定スケジュール

平成27年3月31日以前指定の事業所
(介護予防訪問・通所型サービスのみなし指定事業所)

平成27年4月1日以降指定の事業所
(介護予防訪問・通所型サービスのみなし指定事業所
以外、訪問型サービスA)





締め切り

- 平成29年3月7日（火）までに指定申請書および関係書類（以下、指定申請書等）を提出

申請方法

- ①市介護保険課給付指導担当（046-260-5170）へ連絡
 - ②指定申請書等の書式データを市介護保険課から送付（メールでのやり取り）
 - ③指定申請書等が用意出来たタイミングで市介護保険課に申請の予約を電話で行い、指定申請書等を提出
 - ④（市介護保険課から連絡があった場合は）指定申請書等の必要な補正を行う。
- ※最終受理した後、指定通知書を市介護保険課から事業者へ通知

その他

- 多数の新規指定申請が見込まれ、手続きに時間がかかることが想定されますので、なるべく早く手続きを行っていただくようお願いします。



事業所の指定とサービスコード関係について

- 要支援者の総合事業への移行は平成29年4月から認定更新時等に順次移行するため、同一事業所でも利用者によって総合事業のサービスコード(別紙4)と予防給付のサービスコードを使用することになります。
- 大和市のサービスコード使用するのは、①大和市被保険者、②大和市に住民票がある他市被保険者の住所地特例対象者の場合です。

	介護予防訪問型サービス	介護予防通所型サービス	地域単価	請求書様式
①みなし指定事業所 (介護予防訪問・通所型サービス)	A1	A5	事業所所在地の地域単価	様式2-3
②みなし指定が及ばない事業所 (介護予防訪問・通所型サービス)	A2	A6	大和市の地域単価(5級地)	様式2-3
③訪問型サービスA事業所	A2	—	大和市の地域単価(5級地)	様式2-3
(参考)予防給付	61	65	事業所所在地の地域単価	様式2-2

※住所地特例対象者の場合に用いる地域区分は、住所地特例の施設所在地の地域区分になります。

※A2、A6のサービスコードについては、CSVファイルを2月中旬頃に市ホームページに掲載します。



他市の被保険者及び住所地特例対象者の総合事業利用について

○総合事業については、①保険者市町村の総合事業を利用することとなります。また、②住所地特例対象者については、施設所在地市町村の総合事業を利用することとなります。

【例】

①: 大和市事業所を、A市被保険者が利用する場合は、A市が設定するサービスコード、単位数等を用いる。

②: 大和市事業所を、大和市に住民票があるA市被保険者(住所地特例対象者)が利用する場合は、大和市が設定するサービスコード、単位数等を用いる。

※請求の際は、請求明細書の「住所地特例欄」にサービスコード等を記載し請求してください。

○大和市に所在する事業所が、住所地特例対象者ではない他市町村の被保険者に対してサービスを提供する場合には、他市町村の総合事業を提供することとなります(他市町村のサービスコード、単位数等を当該保険者市町村にご確認ください)。

○総合事業の移行の方法や必要な申請手続きについては、各保険者市町村により取り扱いが異なるため、各保険者市町村への確認をお願いします。



運営規程・重要事項説明書・契約書について

平成29年4月1日から総合事業が開始されるため、事業者は総合事業のサービスを提供した時点で、運営規程を変更していることが必要となります。

また、総合事業に対応した重要事項説明書、契約書を作成し、被保険者が総合事業を利用し始めた時点で、総合事業に対応した重要事項説明書の交付、契約を締結していることが必要となります。

サービス表記の変更

- ・平成30年3月31日までは介護予防サービスの提供を行う可能性があるため、次のような表記が想定されます。

例) 「介護予防訪問介護」→「介護予防訪問介護および第1号訪問事業(または介護予防訪問型サービス)」

例) 「介護予防通所介護」→「介護予防通所介護および第1号通所事業(または介護予防通所型サービス)」

- ・平成30年4月1日からは次のような表記が想定されます。

例) 「介護予防訪問介護」→「第1号訪問事業(または介護予防訪問型サービス)」

例) 「介護予防通所介護」→「第1号通所事業(または介護予防通所型サービス)」



指定事業者の変更届等の手続きについて

	届出期限
変更届	原則として変更があった日から10日以内
加算届(変更)	算定開始月の前月15日迄 ※平成29年4月から新たな加算を希望する場合は、3月15日までに届け出て ください。
廃止・休止届	廃止または休止の日の1月前迄



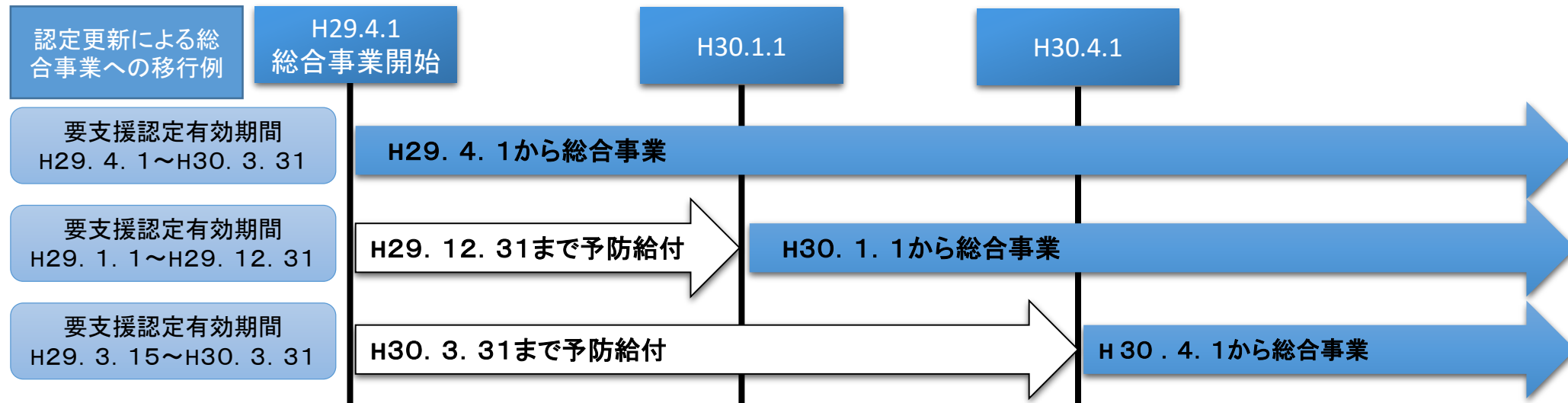
総合事業実施におけるサービス移行について

対象者

- ① 平成29年4月以降に、新規で認定を受けた方、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方
- ② 平成29年4月以降に、認定更新・区分変更を受けた方
- ③ 平成29年4月以降に、総合事業を利用するため、ケアプランを作成し直した方

補足説明

- ・平成29年3月末までに、既に要支援認定を受けている要支援者は、認定更新や総合事業を利用するためケアプランを作成し直すまでは、従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービス提供を受けることになります。
- ・平成29年4月以降に認定更新を受けた方が、訪問介護・通所介護を利用する場合は、総合事業としてサービス提供します。（要支援者の認定有効期間は、最長1年のため、市全体では平成29年4月から1年かけて移行します。）
- ・介護予防訪問介護を利用している方が認定更新前に訪問型サービスAに変更する場合、ケアプランを作成し直したタイミングで総合事業に切り替えることとなります。





事業費にかかる過誤調整について

様式	介護予防・日常生活支援総合事業費について、誤った請求をした場合は、「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」(別紙5)を使用し、取り下げの申し立てを行ってください。 ※介護給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費では、過誤申立書の様式が異なります。
申立事由コード	「10」
提出期限	毎月10日(10日が閉庁日の場合は直前の開庁日)
提出方法	介護保険課窓口または郵送のみ



事業者の法人定款について

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「介護予防サービス」とは別のサービスであるため、法人の定款の変更が必要です。次の例を参考に、総合事業を行う旨を新たに規定してください。

【例】「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
「介護保険法に基づく第1号通所事業」
「介護保険法に基づく指定介護予防・日常生活支援総合事業」

注意点

- ※「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、平成30年3月31日まではサービスを提供する可能性があるため、それまでは削除しないでください。
- ※平成27年3月31日までに指定を受けている事業所については、みなし指定の有効期限である平成30年3月31日までの間に変更してください。ただし、訪問型サービスAを実施する場合は、指定申請時までに変更してください。
- ※平成27年4月以降に新たに指定を受けた事業所については、指定申請時までに変更してください。
- ※定款を変更する前に、医療法人や社会福祉法人等を所管する行政機関に確認を行ってください。



総合事業の市民への周知について

	一般市民	利用者
周知方法	<ul style="list-style-type: none">・広報やまとに掲載・総合事業パンフレット(概要版)を窓口等で配布	<ul style="list-style-type: none">・介護予防訪問介護と介護予防通所介護の各利用者へ案内を郵送(別紙6)
開始時期	3月1日	2月1日